

## 一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和4年11月30日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 平野 龍彦

| 質問事項                            | 質問の要旨  | 質問の相手 |
|---------------------------------|--|-------|
| イノシシ被害防止対策特別宣言による安心安全なまちづくりの推進を | <p>今年の8月19日午前10時30分ごろ、井野山登山道入り口付近に出没したイノシシと登山者が至近距離で遭遇した。その後イノシシは住宅街の生活区域まで白昼堂々と姿を現してきた。</p> <p>今日まで深刻な農業被害を拡大させてきたイノシシは、昨今では通勤時の生活車両へ激突するなど、農業関係者に限らず住宅街の多くの住民を一段と不安にさせている。</p> <p>① 狩猟者登録要件を撤廃し、農業者の自衛を目的としたイノシシ捕獲の推奨をすべきでは。</p> <p>② 鳥獣被害防止計画の見直しをしているか。</p> <p>③ 農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用をしているか。</p> <p>④ 粕屋地区5町の鳥獣被害防止対策協議会（須恵・篠栗・粕屋・久山・新宮町）へ参加し、当町を含む6町での広域捕獲の考えは。</p> <p>⑤ イノシシ被害防止対策特別宣言による安心安全なまちづくりの推進を図るべきと考えるが、町長の考えは。</p> | 町長    |